

令和6年 網走市議会
 文 教 民 生 委 員 会 会 議 録
 令和6年6月21日（金曜日）

○日時 令和6年6月21日 午前10時00分開会

ノバージョン推進を求める意見書提出要請

○場所 議場

（6.3.6 継続審査）

○議件

1. 議案第1号 令和6年度網走市一般会計補正
 予算中、所管分
2. 議案第5号 網走市国民健康保険条例の一部
 を改正する条例制定について
3. 議案第6号 網走市地域包括支援センターに
 おける包括的支援事業の実施に
 係る基準を定める条例及び網走
 市指定介護予防支援等の事業の
 人員及び運営並びに指定介護予
 防支援等に係る介護予防のため
 の効果的な支援の方法に関する
 基準等を定める条例の一部を改
 正する条例制定について
4. 議案第7号 財産の取得について
5. 議案第8号 財産の取得について
6. 議案第10号 北海道後期高齢者医療広域連合規
 約の変更について
7. 請願第13号 義務教育費国庫負担制度堅持・
 負担率2分の1への復元、「30
 人以下学級」の実現など教育予
 算確保・拡充と就学保障の実現
 に向けた意見書提出についての
 請願
8. 請願第14号 道教委「これからの高校づくりに
 関する指針」を抜本的に見直しす
 べての子どもにゆたかな学びを保
 証する高校教育を求める意見書提
 出についての請願
9. 現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求め
 る意見書提出要請
10. 請願第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対
 する網走市助成金額の増額を求め
 る請願
 （6.3.6 継続審査）
11. 請願第10号 物価上昇に見合う高齢基礎年金
 等の引き上げを求める請願
 （6.3.6 継続審査）
12. 医薬品や医療機器の安定供給確保ならびにイ

13. 最終処分場の状況について（現地視察）

- ・二軸破碎機の稼働状況について
- ・遮水シートの補修状況について

○出席委員（7名）

委 員 長	永 本 浩 子
副 委 員 長	村 椿 敏 章
委 員	金 兵 智 則
	栗 田 政 男
	里 見 哲 也
	古 田 純 也
	古 都 宣 裕

○欠席委員（0名）

○議 長 平 賀 貴 幸

○委員外議員（1名） 山 田 庫 司 郎

○傍聴議員（6名）

石 垣 直 樹
井 戸 達 也
澤 谷 淳 子
立 崎 聡 一
深 津 晴 江
松 浦 敏 司

○説明者

副 市 長	後 藤 利 博
市民環境部長	田 邊 雄 三
健康福祉部長	結 城 慎 二
健康福祉部参事監	永 森 浩 子
市民活動推進課長	田 中 靖 久
戸籍保険課長	渡 邊 眞知子
戸籍保険課参事	小 沼 麻 紀
廃棄物処理広域化推進室参事	寺 口 貴 広
廃棄物処理広域化推進室参事	田 中 正 幸
廃棄物処理広域化推進室参事	松 井 直 行
健康推進課長	本 橋 洋 樹

健康推進課参事	今野多賀子
社会福祉課長	清杉利明
介護福祉課長	小沼寛人
子育て支援課長	岩本純一
子育て支援課参事	東出信幸

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	北村幸彦
社会教育部長	吉村学
学校教育部次長	大垣正紀
学校教育課長	高橋善彦
学校教育課参事	里見達也
スポーツ課長	大西広幸
スポーツ課参事	佐藤潤一

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係	早渕由樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案6件、請願4件、継続審査中の要請1件について審査いたします。

本日の進行ですが、まず市民環境部、廃棄物処理広域化推進室、健康福祉部関係分について審査後、理事者入れ替えをし、教育委員会関係について審査いたします。その後、理事者入れ替えし、請願等の審査を行います。

それでは、まず初めに、議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、市民活動費消費、生活相談事業について説明を求めます。

○田中靖久市民活動推進課長 議案資料1号12ページを御覧願います。

令和6年度一般会計補正予算中、市民活動費消費生活相談事業の補正について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容ですが、北海道の消費者行政強化事業補助金を活用し、消費生活に関わる消費生活相談員の相談技術の向上と消費者問題に対する市民の意識向上を図るほか、特殊詐欺や悪質商法への注意喚起などを行うための事業費を追加補正するものでございます。

経費の内訳につきましては、高齢者ふれあいの家

などで開催する消費者教育出前講座の講師謝礼18万円、特殊詐欺などの啓発チラシ等の作成費105万3,000円、地産地消をテーマとした消費生活出前講座などの委託料34万2,000円、消費者相談室の相談員4名の国民生活センターなど主催研修会参加の負担金44万円、合計201万5,000円となっています。

次に、2. 補正額ですが、(1)の歳出予算は、消費生活相談事業に201万5,000円を追加し、補正後の事業費総額は472万5,000円となります。(2)の歳入予算につきましては、全額北海道からの消費者行政強化事業補助金であります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 特殊詐欺や悪質商法への注意喚起等を行うためとありますけれども、ここで想定されている特殊詐欺や悪質商法は具体的にどういったものに対して注意喚起を行うんですか。

○田中靖久市民活動推進課長 市民向けとしてホームページや広報での周知、それからラジオ番組を通じての周知を行う予定としていまして、あとチラシなどの作成で街頭啓発などを行う予定でございます。

○古都宣裕委員 それやり方なんですけど、特殊詐欺も今はAIとかを使って、例えば動画からお子さんの声を拾ってきて、お子さんの声で本当に電話かけてきたりだとか、そういったものもありますし、具体的に言うと、網走市では低額の商品で人を集めた後、高額な商品を勧めるような詐欺があったりですとかそういったものもあると思いますが、そういったことに対してのしっかりとした注意喚起が必要だと思えますが、そういったものに対しても行うということでしょうか。

○田中靖久市民活動推進課長 最新のAIを使った技術の部分につきましては、今後いろいろと情報を得ながら研究して、周知啓発に関する部分についても取り入れるようなことで研究してまいりたいと考えております。

現段階ではなかなか最新技術のところの研究が進んでおりませんので、すぐという部分ではちょっと難しいかなというふうに考えております。

○古都宣裕委員 実際に低額商品で集めて、その後に仲良くなって、言葉巧みに高額商品、普通で買った方がいいものをそれより高い金額で勧めるというような形のものもあると思います。そうした部分も市

民に対して啓発を行うのか。そうした部分は大概がお年寄りをターゲットにされている場合も多くあると思いますが、そうした部分に対しては、インターネット啓発だとなかなかその方たちは見られないのではないかなと思うんですよね。チラシ中心にやるというのはわかるんですけども、そうした人たちがどういったコミュニティーにいて、どういったところによく行くのかというのもちろん考えた上で、そうした人たちに対して啓発を行っていかないと効果は見込めないのではないかなと思いますが、どのように考えていますか。

○田中靖久市民活動推進課長 高齢者につきましては、確かにインターネットとかそういったメディアでの情報取得というのは難しい部分ありますので、福祉の現場ですね、例えば民生委員の方であるとか、あと地域包括支援センターとかといった福祉の現場の方々に対しまして、社会福祉協議会などを通じて情報発信しながら、例えば特殊詐欺の事例など、警察から提供を受けた場合などにつきましてはすぐに情報提供して、そういった相談にも活用できるような取組を図っているところでございます。

○古都宣裕委員 実際にオホーツクでも結構、新聞等を見ると、特殊詐欺に引っかかっていらっしゃる方も、若ければ50代とかからもいらっしゃるように見受けられるんですけども、チラシとかとおっしゃっていたんですけども、インターネットよりもそういう方々はチラシのほうが効果があるのかなと。それと同時に、先ほど申し上げたとおり、お年寄りの方がやはり多いというのは御存じだと思いますが、チラシを作る際、やっぱりたくさん情報を載せると文字が小さくなってしまいますので、やっぱり大きく、詐欺はこういうものもありますよとわかりやすいような形でやってあげるほうが効果があると思いますが、その辺も配慮していただけるのでしょうか。

○田中靖久市民活動推進課長 特殊詐欺につきましては手口と言いますか、やり方が年々巧妙化したりとか内容も変わってきていることもありますので、都度新しい情報を警察からも入手しながら、そういったチラシであるとかに反映させたりとか、タイムリーに警察からの情報がありましたら社会福祉協議会など福祉の関係部署にも伝えてまいりたいところでございます。

○古都宣裕委員 具体的に今回まだどういった特殊詐欺のこの事例として載せるかというのは決まっ

ていないと思いますが、最近ではマイナンバーとかも使われたりとか、マイナンバーも調べていくと30分ぐらいで、海外の方がパソコンで簡単につくって悪用するというふうになっています。自身の顔写真や番号とかが載っていない限りは、そういう方はインターネットに自分の顔写真を載せるような人たちが対象とは思わないんですけども、いろいろな詐欺が増えていっているので、網走市民の財産を守るという意味でも大切な事業だと思うので、その辺もしっかりとやっていただければと思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 この補正予算、例年、第2回定例会に上がってきているのかなというふうに思いますが、改めてお伺いしますけれども、これ北海道に申請をして補助の決定が出るのがこの時期だから、毎年この時期だという理解でよかったですかね。

○田中靖久市民活動推進課長 内示の出るタイミングが当初予算の時期に間に合いませんので、この第2回定例会で補正とさせていただいているところでございます。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

例年に比べると金額が少し多いのかなという気がしますが、それは何か理由があるのですか。

○田中靖久市民活動推進課長 補助金の上限を活用しまして、周知啓発のチラシであるとか、そういった資材の購入ですね、そういったものを今年は増やしております。

○金兵智則委員 例えばどういったものが増えるんですかね。

○田中靖久市民活動推進課長 内容としては、特殊詐欺のチラシの部分の部数であるとか、街頭啓発の資材で消費者相談の窓口、警察の相談窓口、ノベルティーを増やそうと計画してございます。

○金兵智則委員 はい、わかりました。今年度については啓発に、ちょっと金額が多くなったので啓発を中心にと。

特殊詐欺の話がいろいろありましたけれども、やはり相談を受ける相談員の方々のスキルアップの研修は、何か増えていかなければいけないような時期なのかなというふうに考えるんですけども、その辺の考え方はどうなのですかね。

○田中靖久市民活動推進課長 相談員の待遇であるとかそういった部分の向上、相談内容も複雑化していますので、そういったものを今後考えていく必要はあるとは認識はしております。ただ、ちょっと今

回の補正につきましては、補助の対象となっている部分が、その待遇の改善につきましては補助金対象になっておりませんので、支出の部分で研修費だとかそういった部分を補正予算に計上しているところでございます。

○金兵智則委員 待遇の改善とかあればいいと思いますが、多分啓発資材費だけが例年に比べてちょっと高いんですね。そうではなくて、今古都委員からもあったとおり、特殊詐欺の特殊化が激しいという言い方もおかしいですけれども、どんどん巧妙化しているので、相談員の方も大変だとは思いますが、情報の収集だとかスキルアップもスピードアップしていかないと追いついていかないと思うので、そういった意味での研修とかの考え方についてはいかがですかという質問だったんですけれども。

○田中靖久市民活動推進課長 研修につきましては国の機関と言いますか、国民生活センターであるとか北海道で開催されます研修会がございますので、そちらの内容ですね、最新のものもございますので、そちらに参加していただくことで情報収集していただくとかスキル向上を図っていただくという部分と、あと警察署とも定期的に情報交換の協議会を開催しておりますので、そういったところから特殊詐欺の情報を収集しているところでございます。

○金兵智則委員 決められた研修という意味なのか、例年どおりの研修には参加していただきたいと思いますが、研修をさらに例えば消費者協会の会員の方におろすための予算なんかあればね、どんどん広げていくための予算もできるのかなというふうに思うんです。知識を得てくること、それを外に発信すること、啓発になってしまうのかもしれないですけれども、その辺をよりスピーディーに、より細かく詳しくできるような体制も今後考えていってほしいなというふうには思います。

取りあえず以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

次に、議案第1号中、清掃費、廃棄物処理広域化推進協議会負担金外1事業について説明を求めます。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 議案資料1号、18ページを御覧願います。

令和6年度一般会計清掃費補正予算、廃棄物処理広域化推進協議会負担金外1事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容ですが、斜網地区1市5町による広域廃棄物中間処理施設の設置及び一部事務組合設立に向け、次の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、会計年度任用職員の報酬、手当、共済費、公用車両の購入、斜網地区廃棄物広域化推進協議会の事務経費に係る負担金として668万1,000円を追加補正するものでございます。

2の補正額の歳出予算は記載のとおりで、財源は①の廃棄物処理広域化推進協議会負担金は、全額一般財源、②の広域廃棄物中間処理施設整備調査事業は、一般財源のほか各町からの負担金となっております。

19ページを御覧願います。

3の負担割合ですが、網走市の負担割合は42%で326万5,000円、他の町の負担割合及び金額は記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古田純也委員 この負担割合は変わらないでずっと行くんでしょうか。途中で改める考えはあるのでしょうか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 この負担割合についてですが、今年度までは各市町の施設共用開始時点のごみ量の割合で負担割合を出しております。来年度以降、施設整備等で金額が大きくなっていきますが、来年度以降の負担割合については、今1市5町で均等割と例えば人口割を組み合わせるですとか、そういった方向で今検討しているところでございます。なので、来年度以降は変わるということになります。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 今、質疑もありました負担割合ですが、これもともにごみの総量で来ていたと思うんですね。それが今度人口割だとかって、また数値

が変わってくる。人口でいくともちろん網走市、一番多いんですけども、これを決める割合のそもそものやり方をそんなにコロコロ変えるのはいかなものかなと思いますが、それはどういう経緯でそういうふうになっているんですかね。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 今まではごみ量の総量から各市町のごみ量の推計値で割合を出しておりましたが、今後一部事務組合の設立に向けて、規約の中で各構成市町の負担割合を記載する必要があります。いろいろな一部事務組合の例を参考にさせていただいているところですが、多くの組合では均等割、それから人口割とかごみ量割を組み合わせた方法で割合については記載をしております、そういったところをちょっと参考にさせていただきながら、今1市5町でその負担割合についての検討を進めているという状況でございます。

○古都宣裕委員 何かよくわからないんですけども、この負担割合を決めるのって結構大事なことだと私は思うんですね。以前から質疑の中でやってきて、その当時は網走市が生ごみも含めた総量の中でやったから負担割合が大きくて、今後はそれもまた変わってくるから負担割合自体も変わってきますみたいな答弁をもらっていたんですけども。今後、そうしたらそれ自体が、今までの負担割合の決め方が、やり方をそもそも決め直す。これ、そういうやり方がもともとあったのなら、負担割合を決めるときにしっかりとそこを落とし込んで決める必要があったと思うんですね。もともとそういった事例があって参考にできる場所があったんだろうか。であるとするならば、やっぱり負担割合がどう見ても、ごみの総量を見ても一番大きくなるのはわかりきっていたことなので、そこはしっかりと落とし込んで決めていく必要があったと思いますが、それは網走市は何も主張されてこなかったんですか。市民の税金を使うところなので、やっぱり一番大きく負担がある網走市にとっては、しっかりとそこを考えて話し合っただけで決めていく必要があった部分だと思うんですね。その辺はどのようになっていたんですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時27分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

それでは古都委員の質疑に対する答弁から。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 負担割合

についてですけれども、今までは処理方式ですか、あと建設地、それから運営費がどのぐらいかかるのかということも決まっておらず、ごみ量の割合を基準とすることとしておりました。ただ、その処理方式とか、あと建設する場所、それからその処理するごみの量、これが処理方針が決まったことによってはっきりしてきましたので、今後一部事務組合を設立して、中間処理施設の建設工事とか、あと造成等費用がかかってくるということで、負担方法についてもほかの一部事務組合の例を参考にさせていただいて、均等割とか、あと人口割といったものを組み合わせる方法を今検討しているところでございます。

○古都宣裕委員 ごみの処理方式がわからなかったからというので、それで今まで生ごみも混ぜて、網走市は生ごみをわざわざ堆肥化しているのに、その施設を持っているのに入れた。しかもそのときに堆肥化が一番うまくいってなかったときのデータを基に出していたわけですね。それで、生ごみの分も入った部分でやっていましたとなりましたけれども、そもそもですよ、今ね、答弁しているような人口割とか均等割とか、それが先にやっていて、処理方式が決まってきたからそれも組み合わせる変わっていきますというのはわかるんですけども、ごみ処理方式が決まっていないのにごみの総量でやっていて、これからそれを今度人口割とか組み合わせるいきます、これ逆だと思うんですね。だから全く答弁としてはおかしくて。今これ、広域化で造る施設というのは全体で100億円を超えようという施設で、この1%って言ったら、ざっくり見たら1%変わるだけで、網走市としては1億円も変わってくるという、ランニングコストも考えたら何百万円も変わってくる。これ大事なことだと思うんですね。そこを一番こだわらなければいけないのが、僕は網走市だと思いますが、今までちゃんとしたインシアチブを取って発言して、これしっかりと決めなければならない、やってこなければいけなかったと思いますが、その辺ちゃんとやってこなかったんですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時34分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

それでは古都委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 負担割合ですけれども、

令和6年度までは、本来は各町で単独でいろいろなごみのことをやらなければいけないということで、今回は広域になったということで、各町で本来やれば、自治体の規模によって金額が、同じことをやっても金額が変わるわけですが、それを今回広域でやるということで、一緒にやると効率化にもなっているんですけども、そのときにどのぐらいのその金額の中に負担があるのかはなかなかわかりませんので、そういったところの1つの目安、物差しとしてごみ量というのがありますので、それを令和6年度までのいろいろな調査業務についてはその割合で負担をしていこうということで、1市5町で決めました。令和7年度以降につきましては、建設だとかそういうことがありますので、建設につきましてもごみ量ではなくて、単独であってもそれ相応の費用がかかりますので、違った考え方で負担割合を検討していくということで、先ほど参事が申し上げたとおり、ほかの町では均等割ですか、人口割ですかそういうことをやりますので、そういったところの今協議を始めているところであります。

○古都宣裕委員 建設コストについては、この今示されているような負担割合はまた別で、それぞれ造った場合のコストとかもあるだろうから、そういった部分も含めた上で検討されるというような話だと思います。

では、ランニングコストは建設と同じような考え方で、またそれはランニングというのはまた別で考えていくのか、それともこの負担割合というのが生きてきてしまうのか、どちらなのでしょう。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 維持管理費につきましても均等割ですとかごみ処理量割といったものを組み合わせた方向で今検討しております。

○古都宣裕委員 今の答弁ですと、今出ている負担割合、これから人口割だとか均等割も組み合わせた方式で変わっていくという話だったんですけども、それがランニングコストについてはそれぞれの負担割合になっていくという理解でいいんですか。

○田邊雄三市民環境部長 維持していく上での費用についてはまだ決定はしていないんですけども、考え方としては共通でかかるところについては負担割合を決めて徴収をしていく、あとは搬入される量、廃棄物の量に単価をかけて賄っていく、全体として施設運営ができるようなバランスの取れたものを今後検討していくということになります。

○古都宣裕委員 わかりました。

あと、この車両購入とあるのですけれども、これは広域化ではなくて、網走市が中間処理施設の設置の事務組合として集まりとかに参加したりとかするために、必要になってくるから買うという認識で合っていますでしょうか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 車両についてですけれども、建設地の現地の確認ですとか、あと厚生省での打ち合わせ、それからほかの自治体の視察などに必要となっております、購入するものでございます。

○古都宣裕委員 その頻度が多くなるから、今既存である車両では足りなくなるという予測から新規に車両を購入する必要が出たという理解ということではないですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 今おっしゃるとおりなんですけど、今まで廃棄物処理広域化推進室では車を持っておりませんでしたので、ほかの部署から借りなければいけないという状況だったんですけども、なかなかほかの部署でも業務に使用していてそれが使えないとかいったこともございまして、今回購入したいということでございます。

○古都宣裕委員 ほかの町のことはわからないんですけども、例えば全体的な一部事務組合として使用する車両なのか、あくまでその部分の網走市として出ていくための使う車両なのか、どういった形で運用される車両ですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 今年度については網走市の車両として使うことになりすけれども、来年一部事務組合が立ち上がったときにはそちらに車両を移管して引き続き使用したいというふうに考えています。

○古都宣裕委員 そちらに移管した場合というのは、それは車両を買い取ってもらって組合で使用するということなんですかね。網走市で買った車を将来的に全体的な事務組合に移管しますよという話なんですかね。その部分は負担されて何か戻ってくるような感じなんですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 網走市としては購入するんですけども、この車両の購入費用につきましてはほかの5町からも負担金としてその分は頂くということになります。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 負担割合の話なんですけど、結局こ

の金額326万5,000円とあるのですけれども、網走市の負担割合が42%だと326万5,000円となるのですけれども、これって何と何が合わさって326万5,000円になっているんですかね。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 この326万5,000円の内訳でございますが、まず網走市の負担分として、会計年度任用職員報酬等で98万4,000円、それから車両購入経費としまして149万円、それから協議会の事務局経費といたしまして79万1,000円の合計が326万5,000円となっております。

○金兵智則委員 これ負担割合を全部足していたら777万2,000円になるんです、単純に。そのうちの負担金が79万1,000円、車両購入費の分も42%分。そして上にある会計年度任用職員の報酬、手当、共済費の分の42%分を加えたということですよ。そうしたらこの負担金79万1,000円、ごめんなさい、わかった。広域化推進協議会の事務費になるんですよ。事務費の総額はちなみに幾らになるんですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 協議会事務費の総額が188万2,000円となっております、網走市分がそのうちの42%の79万1,000円でございます。

○金兵智則委員 今188万2,000円とおっしゃっていたと思いますが、そうしたら188万2,000円と車両購入費と会計年度任用職員のこの補正の分の金額を全部足すと777万2,000円になるんですかね。ならない気がするんですけれども、そういう考え方でいいということですよ。考え方としては、わかりました。777万2,000円のうちの負担金がこの割合だということで、わかりました。多分、それで足していくと777万2,000円になりますよね、多分ね。という考え方でいいですよ。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 おっしゃるとおりでございます。

○金兵智則委員 はい、わかりました。この金額が何なのかずっと疑問だったものでお伺いさせていただきました。

それと、この広域化推進協議会、みんな移っていくに当たって、廃棄物中間処理の方法も決まりましたよね。説明は委員会で受けていたと思いますが、この市民への説明というか周知というのが今のところ全くないような気がするんですけれども、これってどうなっているんですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 今後の市民説明の予定についてですが、今年は7月から8月

にまちづくりふれあい懇談会が開催されますので、そこでごみの広域処理についての御説明をさせていただき予定となっております。

○金兵智則委員 それだけですか。そうしたら、まちコンに出た方はわかるけれども、ほかの方には知らせないということになるんですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時49分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

それでは金兵委員の質疑に対する答弁から。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 市民への説明の予定については、まずは7月から8月に開催されるまちづくりふれあい懇談会で説明をさせていただき、その他ですけれどもホームページでの周知、広報での周知と、それから詳細が決まりましたらその分別区分等の説明も含めて、この辺りは丁寧な説明をしてみたいと考えております。

○金兵智則委員 そうですね、市民への周知、多分すぐ必要で、一応この方向で行くよということは決めたんだというふうに思います。それに対して、やっぱり僕ら議会側がその賛否を問われるのって、最終的なところでいくと多分来年度の予算のときに、建設の費用が上がってくときに最終的な賛否なんだと思うんですよ。ただ、その方向性で進んでいかどうかの今賛否を問われているみたいな補正予算ということですよ。これ、早い話が。一部事務組合でその方向で進んでいきますよというための補正予算になるわけですから、ここで、これがいいのか悪いのか、これを通したから最終的に最後の新年度予算を通すかどうかはまた別の話なんだとも思いますが、ただ、流れる的にはそういう流れであって、その中でやっぱり市民は知らない方が多いですよ。そういう方向性に今進んでいるということ。焼却ではなくてメタンコンバインドと一緒にやってますよということなんて、今誰一人知らない状況の中で、やはりより丁寧な説明をしていただきたい。今後を考えていく、どのタイミングでどのような内容でというのはとても難しくなるのかもしれないですけれども、ただ、これまで丁寧に廃棄物についてはやろうとしてきたというふうに思っていた中で、今回については随分発信が足りないなというような思いもあったものですから言わせていただいた状況です。

今後いろいろやっていく中で、やはり僕らも市民

の代表といえば代表なんです、やっぱり市民が直接目に触れるような機会をより増やしていったきたいなというふうに思います。

取りあえず終わります。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 私からも幾つか確認したいんですが、市民への説明が全くないというか、金兵委員の御指摘は全くそのとおりでと思います。

前回の所管事務調査でメタコンバインドだというふうに決まったという説明だったと思いますが、ただ、私たち議会ではね、まだこれがいいかどうかというのははっきり確認できていないというのが現状です。議論をしっかりとしないと、また前回のような形でうまくいかなかったときに、何でこんなふうになったんだという話も当然出てきますし、これはうまくいくかいかないかだけではなくて、しっかりここについては何度も議論していかなければならないと思っています。その点についてはどのように考えているか、伺いたい。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

村椿委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 議会に対しての説明、協議でありますけれども、これまでもある程度の方が事務方で決まって、方針として決定した場合には議会に説明をさせていただいておりますので、ある程度ものが固まって方向が決まった、進んでいくという場合には、議会に対して委員会の所管事務調査で御説明をして進めていくという、これまでどおり今後もやっていきたいと思っています。

○村椿敏章委員 そのとおりでと思います。特に、この広域化に当たっては、手引きにも書いてあるように、やっぱり住民の分別の理解が得られて初めて進んでいくということも書いていますし、過去にも広域化を進めるに当たって、そういう丁寧な説明や住民の理解などがなかったがためにね、途中で決裂してしまうとか、そういうことも当然あったから出てきたというふうに私も考えているので、そこはしっかりとしてもらいたいですし、私もそのためにしっかりとやっていきたいなと思っています。

あわせて、今回の負担割合が42%ということで、これはごみの総量なのか、それとも可燃ごみという

ことで考えているのか。そこについては、今までは総量だったのかなと思ったんですけども、どういう状況なんですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 この負担割合42%というのは施設の供用を予定している令和11年度の可燃物量、燃えるごみの量の推計値となっております。

○村椿敏章委員 それであれば可燃物ですから、今までの埋め立ての中の燃えるごみ、それから紙も入りますかね。そして生ごみかなと思いますが、その辺については紙も入るんでしょうか、それとも製品プラスチックも入っている状況でしょうか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 この可燃ごみの内訳ですけれども、今現在、埋立ごみの中に含まれている可燃物のうち、製品プラスチックを除いたものと、それから使用済み紙おむつ類、それと生ごみの合計となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。資源物は入っていませんよと。ですから、紙も資源ですから、そこについても今までどおり分けていくという考えはやっぱりそこにあると思うんですね。

やはり先ほどのランニングコストで言えば、ごみの量にやっぱり単価をかけて、その処理費にかかるお金がランニングコストになると思いますが、やはりごみの量を減らすというところが一番住民からしてみれば大事なことだと思うんです。有料の袋に入れて出すわけですから、分別して少なくすることで進めていくのが本来ごみの処理の仕方だと考えます。そういった中でね、今回生ごみをメタコンバインドということを決めているというのは反しているのではないかなと。分けて少なくするところにはなかなか行きつかないのではないかなと思うんです。その辺についてはどういうふうに考えていたんでしょうか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

村椿委員の質疑から。

○村椿敏章委員 今回の議案の中で質問する内容ではなかったかもしれませんが、市民がやっぱりその辺一番知りたがっているというか、その辺は大事にしてもらいたいと思います。

それと、結局は今回市民への説明のない中で、全くないというわけではないですけども、広報と

かにも出していましたし。ただ、市民的な議論が実際にできていない中で進んできていますから、私の考えとしては、この案件は予算をつけるのは難しいのかなと、そこについては考えているところです。私の考えは以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 この補正予算についてなんですが、そもそも先日、所管事務調査の中での報告ではメタンコンバインド方式として進んでいるという話は受けましたけれども、どういった経緯でそこに至っているのかというのはまだ明らかにもなっておりませんし、またメタンコンバインドは、生ごみの処理、網走市が何十億円もかけて整備した部分というのがどうなっていくのかという、その辺のところもしっかりと考えられていない。そして、先日の質疑の中でも明らかになりましたけれども、ごみの分別の手間というのがメタンコンバインド方式によって減るのかと言ったら、今生ごみがあるのが製品プラスチックを除いた埋立ごみのほうに入っていきますよ。そうしたときに、製品プラスチックを除いたとしても、埋立ごみというのは硬いものが多いですから、そうしたら生ごみの袋がやぶけるのではないかとか、そういった部分もしっかりと考えられていないのではないかなというところもあります。実際にそれを、私自身はメタンコンバインド方式がいかかなものかなという部分もある中で、こうした整備を進めていく事業に対しては反対せざるを得ないと思っております。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○里見哲也委員 今回の補正予算についてですけど、全体の事業としては、今は調査の段階というんでしょうか、次、大きくは建設に係るまた予算ですとか、一部事務組合も並行して進むと思いますが、第一段階がもう完成して徴収するときの負担割合と、それから持ち込んだごみの支払いに、今度になると思いますが、その今第一段階の部分なので、この予算を止めてしまうと次に進みづらくなると思うんでしょうか、次の建設に向かっていくことの審議がまた遅れてしまうのかなという気がするんですけども、この今回の補正予算が止まるということになった場合に、その後の影響はどんなことが考えられるんでしょうか。

すみません、ちょっと質問の仕方が悪かったですね。

その後の工程に影響が出るんだと想像しますので、やはりこれはこの予算を通すべきかなというふうには私は考えます。

○永本浩子委員長 ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

○金兵智則委員 先ほどもやり取りさせていただきましたけれども、最終的には多分、何度も言いますが、来年度予算のときに、最終的な建設についての本当にメタンコンバインド方式でいいのかどうかの結論を最後に出すのはそこになるのかなというふうには僕自身は思っています。メタンコンバインド方式がどこまでのものなのか、去年、一昨年ですかね、僕も視察に行きまして、メタンコンバインド方式だけではないのではないかなというふうに見てきた1人ではありますから、その頃から進歩しているんだろうとは思いますが、それを最終的に決めるのはそこになるのかなというふうに思いますけれども。

先ほども話させていただいたとおり、やっぱり市民への説明、どこまでは今決まりましたよ、これから先は今こういう方向で進んでいきますよというのは、事こまめにやっぱり発信をしていかないと多分、今のね、明治に移るときに市民周知というのは結構やられていたように、僕自身も議員になったばかりの頃でしたから、思っていたんですけども、それに比べると最終処分場がたくさんになりますよという話があった去年、一昨年に比べても何か一段落してしまったような雰囲気を感じるんですけども、そんなことはないですよ。伺います。

○田邊雄三市民環境部長 市民へのお知らせでありますけれども、今回は6月に議会に御説明をして、7月からまちづくり住民懇談会を皮切りに様々な方法で御説明をしていくということで、これまではなかなか大枠の話でしたので、これまでの住民説明会でも広域化についてというのは御説明をしていました。今後はより具体的にいろいろなものが決まっていきますので、今後分別の話ですとかになりますけれども、最終的には5年後ですけれども、そこまでの中で様々な場面を通して丁寧に説明していきたいと考えております。

○金兵智則委員 という説明も先ほども頂きましたし、今も部長からそういう答弁も頂きましたので、ここはやっぱりまずは進めていく必要はあるというふうには考えていますので、取りあえず今回の補正予算については賛成したいというふうに思っています。

す。

○永本浩子委員長 ただいま2名の議員からは反対、2名の議員から賛成の意向が表明されましたけれども、そのほか……。

○栗田政男委員 僕は個人的にも以前からどんどん推進してほしいということをお願いした経緯もあるので賛成を当然しますけれども、この事務組合というのは初めてこういうケースで立ち上げるわけですが、どの時点で立ち上げて、それが稼働というか、実質その事務組合が法人としてきちんと機能していくということが早ければ、この各議会に諮らずとも、その事務組合のほうの議会でしっかりとのんでいただければ比較的話がスムーズなのかと思います。が、どういうタイムスケジュールで進む予定なんでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 一部事務組合の設立スケジュールでありますけれども、来年度、令和7年4月の設立に向けて準備をしているところであります。所管事務調査でも御説明を申し上げましたけれども、12月に設立の議案、あと規約を1市5町の議会に御提示をして議決を得るべく準備を進めているところであります。

○栗田政男委員 そうすると、議会というか事務組合が立ち上がると、実質、建設予算とかはそちらでやられるということで、理解でよろしいですか。

○田邊雄三市民環境部長 栗田委員おっしゃるとおりでございます。

○栗田政男委員 いろいろな問題というか、進める中では、広域ですから各町があります。そこには議会があります。その議会でもいろいろな意見を私も個人的に頂いていますし、網走がどういう方向性だといろいろな情報を提供してほしいということも聞かれているので、わかる範囲では説明をしています。

これも以前にも話しましたが、丁寧な説明をするということは心遣いをしてほしいということです。網走市が唯一の市になるので中心になるのは当然のことです。人口も多いし、当然拠出する額も大きいんですが、やはり小さい自治体であってもしっかりと尊重しながら、その意向もくみ上げながら丁寧な議論をその中で積み重ねるということは非常に大切だと思いますので、単純に我が市議会の中でその議決がどうのこうの、建設の云々ということよりも、全体を通して、この地域全体がごみ行政に対してどのように取り組んでいくかという非常に大切な問題であるように思いますし、それを1つのきっか

けとしてもっと違った形の広域行政もできれば僕はもっと発展的でいいと思っているので、ぜひ前向きな議論を重ねてほしいと思いますし、もちろんその中には今意見が出ていたように市民に対する周知も、当然私たちに対する説明もないと私たちも市民に説明できないので、逐一やっぱりそういう報告は頂きたいなというふうに思います。お願いします。

○永本浩子委員長 それではほかに。

○古都宣裕委員 確認ですが、丁寧な説明を今後していくという、その丁寧というのは、メタンコンバインド方式で全体の流れとしては決まって進めていると思いますが、それによって今網走市は生ごみ堆肥化施設を持ってやっているけれども、追加して造ったんだけれども、こっちの方向にこういう理由で決まりましたよですか、ごみの分別に対してはという、やっぱりどうしてもデメリットの部分というのもあると思いますが、それもしっかりとオープンにして丁寧に説明するというのでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 丁寧な説明ですけれども、市民の皆さんが疑問に思うことについては事前にきちんと説明をしていきたいですし、質問についても丁寧に説明をしていきたいと思っております。

今、生ごみの例がありましたけれども、生ごみは現在網走市は資源として堆肥化してやっている。そこが変わってくるということも当然しっかりと説明をして、今回はエネルギー利用に転換をしていくという御説明になりますけれども、そういったことも、ほかのところも同様にしっかりと説明していきたいと考えております。

○古都宣裕委員 これ何百万円とかという、全体で見たら小さいお金の話ではなくて、やっぱり予算見ても、最大で、炉で見ると180億円ぐらいかかったり、そこまではかからないと思いますが、そういった部分で、お金の面、やはり税金の使い道というのは皆さん、市民でも意識が高いところではあると思うんですけども、そうした部分で、堆肥化施設全体で20億円くらいかけたけれどもこういう結果になりましたって、やっぱり悪い部分もしっかり開示することで僕は信頼を得られると思いますが、その辺もしっかりと、言われたから答えるのではなくて、積極的に開示することが大事だと思うので、それが丁寧な説明だと私は認識しているんですけども、いかがですか。

○田邊雄三市民環境部長 これまでも最終処分場のことにつきまして反省と検証というのをまとめさせ

ていただきましたし、それに関わるメーカーの方針ですとか、そういったところで、これまでのこと、これからのこと、計画を立ててやっていくということで御説明をしてくれているところでもあります。

○古都直裕委員 ちゃんとした答えではなかったんですけども、集まった人にここまでお金かけたのに何でこんなふうなのかと言われるか、自分からちゃんと説明するかで印象って大きく変わると思うので、その辺も考えた上で丁寧な説明というのを改めて認識したほうが私はいいいのかなと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見、質疑ございますか。

ただいま2名の方が今回の補正予算には反対ということですけども。

○古田純也委員 私はこの補正予算に関しましては賛成の意見です。

○永本浩子委員長 それではお諮りいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、廃棄物処理広域化推進室関係分につきましては、大方の賛成者により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

次に進みます。

議案第1号中、社会福祉総務費、物価高騰低所得者支援臨時給付金事業外1事業について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料13ページを御覧願います。

令和6年度一般会計社会福祉総務費、物価高騰低所得者支援臨時給付金給付事業外1事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、国の物価高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策のための給付金を支給するため、次の経費を追加補正するものであります。

本事業は、令和5年11月2日に閣議決定された物価高対策のための重点支援地方交付金において、低所得者支援及び本年6月から実施されております定額減税を補足する給付について、令和6年度に給付金を給付することが決定されたもので、金額につきましては①物価高騰低所得者支援臨時給付金給付事業では、事務的経費に168万5,000円、給付金に1億6,250万円、合計で1億6418万5,000円となります。

②物価高騰定額減税調整給付金給付事業では、事務

的経費に507万6,000円、給付金に2億1,707万円、合計で2億2,214万6,000円となります。

2の補正額であります、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきまして①の物価高騰低所得者支援臨時給付金給付事業では、(1)①に、②の物価高騰定額減税調整給付金給付事業は(1)②に記載のとおりとなり、財源内訳につきましては、両給付金ともに全額国庫補助金となります。

資料14ページを御覧願います。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

次に、3の事業の概要であります、(1)物価高騰低所得者支援臨時給付金給付事業の給付対象要件及び給付額につきましては、1つ目は、アの令和6年度分において、新たに住民税所得割が非課税である世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付するもので、給付金額は1億5,000万円となります。

2つ目は、イの1つ目のアの要件に該当する世帯への給付金の加算として、当該世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するもので、給付金額は1,250万円となります。

いずれも令和6年6月3日現在、網走市に住民登録がある世帯が対象となり、住民税が課税されているものの扶養親族等のみからなる世帯につきましては対象外となります。

対象世帯数等につきましては、アで世帯数は1,500世帯、イで児童数は250人、世帯としては150世帯を見込んでおります。

次に、(2)物価高騰定額減税調整給付金給付事業の給付対象要件及び給付額につきましては、令和6年6月から所得税納税者、住民税所得割課税者に対して実施されております同一生計配偶者及び扶養親族を含めて1人につき4万円の定額減税におきまして、その方の税額から定額の減税をしきれないと見込まれる方が対象で、令和6年1月1日現在、網走市に住民登録がある方が対象となります。

給付金の額につきましては、対象となる方の減税しきれないと見込まれる額となり、給付金額は2億1,707万円となります。ただし、納税義務者本人の合計所得額が1,805万円超の場合、収入では約2,000万円となりますが、その方につきましては対象外となります。

対象者数は5,600人、減税の控除対象者数とし

しては1万6,200人を見込んでおります。

いずれの事業につきましても、支給予定につきましても、対象世帯等に対して準備が整い次第確認書を送付し、その返送を受けた世帯等に順次支給を開始いたします。

また、申請期間につきましても、いずれの事業も令和6年10月15日までとしております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 これ国の事業だというふうに認識しているんですけども、1点聞きたいのは、低所得者というところに生活保護の方は入っているんですか。

○清杉利明社会福祉課長 生活保護の方も対象ですが、あくまで令和5年度の同じ事業での給付金事業で給付を受けている方については今回対象外になっていますので、新たに生活保護となった方で令和5年度の給付金が対象となっていなかった方についての生活保護者は対象となります。

○古都宣裕委員 理解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 これ、ちなみになんですけど、支給予定日、両方とも同じなんですけど、スケジュール的には準備が整い次第、対象者宛に通知して、受付順にとあるんですけども、(2)の物価高騰、定額減税のほう4万円引かれるやつですね。これたしか6月から始まっていて、6月で引かれないと、そこから、次の月から何かちょっとずつ引かれて、何か11月までとかでしたっけ、11か月間とかでしたっけ、何かそんな感じでやっていくと思いますが、それで減税がしきれないと見込まれる方に対して通知するんですよ。その通知というのはいつとか、しきれないなというのは最初の段階でもうわかっているから、できるということですよ。という理解でいいんですよ。

○清杉利明社会福祉課長 住民税につきましては、令和5年中の収入に対して計算をするものですので、税額の減税できる額ですとか、しきれない額というのは確定をしているんですけど、所得税につきましても年の考え方が違ってまして、令和6年中の収入に対して令和6年分の所得税がかかってくるものですから、今回のこれにつきましては、令和5年中の収入に対する所得税額で推計をした中で、減税しきれないと見込まれる額を算出しております。で

るので、来年の年明けに確定申告等が、令和6年中の所得税については申告があると思いますが、その段階において所得税額が決まってくるので、その段階で清算をする形になります。ただ、給付金のほうが多かった場合は清算をせず、もし給付金が足りなかった場合については追加で給付金を来年度に支給するという形になっております。

○金兵智則委員 なんとなくイメージはわかりました。

担当課諸々大変だなということがはじめにわかりました。

ということは、通知はもうすでに準備が、この予算が通ったらできるので、スケジュール的にはそう遠くない日に通知は行くという理解をしていいということですね。

○清杉利明社会福祉課長 両給付金とも今現在、対象者の精査をしている段階です。準備が整い次第、確認書は送付したいと思っておりますが、最終的な精査がまだ終わっておりませんので、できるだけ早い段階では送りたいと思っておりますし、7月中には初回の支給を開始できればなというふうには考えております。

○金兵智則委員 聞けば聞くほど大変だなというふうに思ってしまう事業だなというふうに思います。

ちなみになんですけど、個人事業主の方も所得税とかという確定申告で払うと思いますが、そういう方々は別に今回は対象にはならないんですよ。

○清杉利明社会福祉課長 個人事業主の方も当然、定額減税がしきれなかった場合については給付金が支給になりますし、減税のほうも、そこは個人事業主の方は来年の年明けの確定申告において減税の恩恵を受ける形になるかと思っております。

○金兵智則委員 そして、この事業も来年度の3月までずっと続くとかいうか、申請されるタイミングによって期間はずっと取ってあるということでもいいですかね。

○清杉利明社会福祉課長 あくまでこれについては10月15日までの申請期間としております。その清算の部分は来年度で行うという形です。

○金兵智則委員 では、申請が来なかった人はもうしようがないという形で、再通知とかということもないということですね。

○清杉利明社会福祉課長 基本的には対象者の方には全員確認書を送付しますので、申請がなかったからといって再度お送りするということは今のところ

は考えていないです。

○金兵智則委員 ちょっと様々な事情で見られないということが出てきたときには、ちょっとあれだなというふうに思ったんですけれども。

○清杉利明社会福祉課長 全然確認書の返送が上がってこないということであれば、何らかの形ではお知らせをしたりとか、そういうことはやっていきたいとは思いますが。

○金兵智則委員 ただでさえ手間のかかる事業なのにあれだなとは思いますが、いろいろと御苦労されるとは思いますが、ごめんなさい、頑張ってくださいとしか言えないんですけれども、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。
よろしいでしょうか。

○村椿敏章委員 私は、先ほどの生活保護の方は対象となっていなかった方ということなんです、令和5年のときに対象になっていて申請されなかった方とかはいるんですかね。

○清杉利明社会福祉課長 そこは把握しておりませんが、多くの方は申請いただいているかと思えます。

○村椿敏章委員 その場合、申請されなかった方もいるとしたら、その方にも今回送付すると、そういうことは考えていないんですか。

○清杉利明社会福祉課長 国のほうの要件で支給があった、なかったというのは関係なく、対象として確認書を送付している方については、令和6年度の給付金については対象外と扱うという国の要件になっていますので、そこは対象外となります。

○村椿敏章委員 そのときにね、忘れていたとか申請を出せなかったという人もあり得とも思いますが、国の方針がそうだとした場合、その辺についてもしっかりと確認していただけたらなと思いますが、どうでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 そこは国が対象外というものを市の独断で対象とすることは考えていないです。

○村椿敏章委員 市の方針はそういうことだということでは…、違うんですか。

国の方針がそうだから、市の。

もう一度答えていただけますか。

○清杉利明社会福祉課長 国の方針ではなくて、今回のこの重点交付金の補助要件がそういう形になっているので、補助対象外となるものを市独自で対象

とすることは考えていないです。

○村椿敏章委員 対象とするというふうには考えないということですね、申請しなかった方もわかりました。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。

次に、議案第1号中、児童福祉費、児童手当支給事業外1事業について説明を求めます。

○東出信幸子育て支援課参事 議案資料15ページを御覧願います。

令和6年度一般会計児童福祉費、児童手当支給事業外1事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。令和6年6月5日に成立した改正児童手当法により、児童手当の支給対象の拡大及び手当月額の改正などが行われることから、新たな制度内容での児童手当の支給及び改正に対応するシステムの改修と改正内容の周知を行うため、所要の経費を追加補正するものであり、金額につきましては児童手当支給事業が6,129万円、児童手当システム改修事業が652万円、合計で6,781万円となります。

内容といたしましては、児童手当支給事業における改正内容は、支給対象を高校生まで拡大し、所得制限を撤廃します。

手当月額につきましては、第3子加算の拡充などにより、第1子及び第2子においては、3歳未満が1万5,000円、3歳から高校生年代が1万円となり、第3子以降は高校生年代まで3万円となります。

また、支払時期についても、これまでの年3回から年6回となります。

この改正は令和6年10月から適用し、12月期から支払いを開始いたします。

また、児童手当システム改修事業につきましては、制度改正に伴うシステム改修及び制度改正周知等を行うものです。

2の補正額であります。①歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は①の児童手当支給事業につきましては、国庫負担金4,187万7,000円、道負担金731万8,000円、一般財源129万5,000円となり、

②の児童手当システム改修事業については、全額国庫補助金となります。

歳入予算については、16ページの(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○金兵智則委員 1点だけ。

これ、児童手当支給事業はいつも一般財源ってこうやってあったんでしたっけ。

○東出信幸子育て支援課参事 国3分の2、地方3分の1の費用負担がございませう。

○金兵智則委員 国3分の2で地方自治体3分の1。これ道からもらっているやつ。道と網走市で3分の1で、その3分の1をさらに3分の2と3分の1に分けているという計算でいいのかな。そんなぐらいいかなというふうに思いますが。

○東出信幸子育て支援課参事 地方負担分3分の1と道負担金と一般財源で半分ずつとなっております。

○金兵智則委員 道と網走市が分ける分については話し合いということなんですね。特にルールがあるわけではなくて、何か割合の案の決まりはなく、話し合いなんですかね。何か今御説明がなかったということを見れば。

○東出信幸子育て支援課参事 2分の1ずつの負担、道と市半分です。

○金兵智則委員 ごめんなさい、僕はわからないです。

道負担金と一般財源がそうしたら同じ金額になるということなのではないですか。案分、半分ということは。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から

○東出信幸子育て支援課参事 10月以降は負担割合も変わってきておまして、国9分の4、地方9分の2、支援納付金3分の1ですとか、そちらのほうの負担割合も変わっております。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前12時59分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

それでは、金兵委員の質疑に対する答弁から。

○結城慎二健康福祉部長 長い休憩を頂きまして、大変申し訳ございませんでした。

午前中の金兵委員の質問に対する答弁でございますが、児童手当の国及び地方の負担割合につきましては、これまで国が3分の2、そして地方が3分の1というものでございました。新たな今年10月からの制度、国と地方の負担割合については既に国から示されておりますが、その地方の中で都道府県と市町村の負担割合というものはまだ示されておられません。そこで、今回、補正予算を積算するに当たっては、国庫負担分につきましては、国から示された負担割合を使用しております。ただ、道負担金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、まだ道と市町村の負担割合が通知されておられませんので、この道負担金については旧制度における負担割合を用いて積算をさせていただきました。それぞれ当初予算の額から令和6年度の支給実績見込みを出しまして、その差額を国庫負担金、道負担金それぞれに予算措置をしております。その差額が、補正予算額との差額を一般財源として計上をさせていただいておりますので、補正額に対する財源内訳も実際の国が定める負担割合とはちょっと異なってくるのですが、考え方としてはそのようなことで予算を積算しております。

○金兵智則委員 わかりました。新たな10月からのその国の負担割合が今の説明でははっきりとわからなかったですけども、国から示された負担割合で計算をした上で、残りの地方分については、その道と市のと言えいいですかね、負担割合については示されていないので、旧制度で道の分の負担割合を出して、残りを一般財源といったような考え方だということですね。

ちなみに、その国の負担割合は何分の何みたいなのはなくて、何かすごく難しい計算なんですか。そこも。

○結城慎二健康福祉部長 新しい制度の下でいきますと、その児童の状態、被用者の世帯なのか、被用者、被用者ではない世帯なのかにもよりますが、それぞれで率が違います。

3歳未満で言うと、3歳未満の被用者でいきますと、支援給付金分が5分の3、そして国の負担分が15分の4、支援給付金分が財源として入ってくることとなります。また、3歳以上で被用者の場合は、支援給付金分が3分の1、国が9分の4という割合

になっています。

○**金兵智則委員** わかりました。健康福祉部が担当するところはなかなか大変な作業が多いような気がしてならないということがわかりました。

○**永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第1号中、健康管理費、新型コロナウイルスワクチン接種助成事業について説明を求めます。

○**本橋洋樹健康推進課長** 議案資料17ページを御覧願います。

令和6年度一般会計健康管理費、新型コロナウイルスワクチン接種助成事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。新型コロナウイルスワクチン接種については、令和5年度をもって特例臨時接種を終了し、令和6年度からは65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの方で特定の障害を有する方などを対象に定期予防接種として実施することとなりました。

また、国が定めた接種費用は1人1回当たり1万5,300円ありますが、急激な負担増への影響を考慮し、国からはワクチン代のうち8,300円が自治体へ助成され、本来被接種者が負担すべき接種費用は7,000円となります。

当市においては、新型コロナウイルス感染症の重症化予防のために、ワクチン接種費用、被接種者負担負担の7,000円のうち、自己負担額を3,000円とし、主医療相当分4,000円を助成することとし、ワクチン接種に係る所要経費を追加補正するものであります。

金額につきましては、予診票用紙代等の需用費が5万円、広告料の役務費が6万円、接種に係る委託料が6,765万円で、合計が6,776万円となります。

2の補正額についてですが、事業費6,776万円の財源内訳は、(1)歳出予算に記載のとおり、国庫負担金が4,565万円、一般財源が2,211万円となります。歳入予算における科目ごとの補正の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算の記載のとおりとなります。

説明は以上で終わります。

○**永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○**古都宣裕委員** 国でやっている助成にプラスして

自己負担額を減らして接種を進めようとする事業なのかと理解はするんですけども、これは金額でざっくり見ると5,500人ぐらいなのかと思います。が、何名ぐらいが対象なんでしょうか。

○**本橋洋樹健康推進課長** 接種の対象人数は約1万1,000人で、一応接種予定見込み人数は5,500人です。

○**古都宣裕委員** 対象は1万人だけれども、接種予定見込みは5,500人程度だと見込んでいるということだと思いますが、国がやってくる分は理解できるんですけども、これを積極的に市がやるということは、今いろいろ問題があると言われているワクチンなんです。それを積極的に市が進めるということは、何かあったときに市にも責任が生じるのではないかなと私は思いますが、その辺の考えはどういうことなんでしょう。

○**本橋洋樹健康推進課長** 従来もワクチン接種を行っていた際に健康被害等の相談はありますので、引き続きそちらのほうも当課で進めていく予定ではあります。

○**古都宣裕委員** 健康被害の相談窓口があるのは存じているんですけど、例えば被害等で補償しなければならないとなったときに、市の考えとしては、あくまで国が進めている事業だから、その大元の責任は国であるという考えなのか、それにプラスして助成するということが市にも責任が生じるのではないですかというのが私の質問なんです。その辺はあくまで責任の所在は国だという認識なんですか。

○**本橋洋樹健康推進課長** 予防接種法上は、これは国の責任になるかと思われま。

○**古都宣裕委員** わかりました。

○**永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、健康福祉部関係分につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○**永本浩子委員長** 次に、議案第5号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○**小沼麻紀戸籍保険課参事** 議案資料5号30ページ

を御覧ください。

議案第5号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

1. 改正の趣旨でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、保険料負担の公平性の確保と中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から賦課限度額及び保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準が見直され、また、国民健康保険法の一部改正による退職者医療制度の廃止に伴う規定の整備を行うため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

2. 改正の内容でございますが、1点目は、後期高齢者支援金等賦課限度額を24万円に引き上げるものであります。2点目は、軽減対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗じる額を5割軽減については29万5,000円、2割軽減については54万5,000円に引き上げるものでございます。3点目は、退職者医療制度の廃止に伴う規定の削除及び文言の整理を行うものでございます。

以上3点の改正に伴う新旧対照表につきましては、31ページ以降に記載しております。

3. 施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとし、経過措置につきましては、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 限度額が後期高齢者の支援金で24万円と、2万円上がっている。これで何世帯の方が上がるのか。

そして、これによって収入が幾ら増えるのか、伺いたいと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今回の改正により28世帯が限度額を超えないような形になりまして、保険料としては約566万円保険料が増えるような形になります。

○村椿敏章委員 もう一度お願いできますか。何世帯増えるのか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 限度額を超える世帯が270世帯になりますので、今回改正することによって試算により28世帯少なくなるという形になりますね。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。世帯数は減

るけれども、566万円増になるということですね。

次に、軽減対象世帯に係る5割軽減の所得判定が5,000円上昇、2割軽減の所得判定が1万円上昇と。ここについては、対象世帯は何世帯増えたのか、伺いたいと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今回の軽減の改正により、5割軽減が12世帯新たに該当になります。そして2割の世帯が2世帯新たに該当となります。

○村椿敏章委員 わかりました。

今回の上昇で、これ前回は聞いたと思いますが、1世帯当たり幾ら保険料が上がるのか伺いたいと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今回の上昇は限度額のところと軽減になりますので、その世帯によって保険料は変わるような形になると思います。

○村椿敏章委員 この条例の中で言うと、1世帯当たり幾ら上がるかというところは答えられないということなんでしょうが、前回の話があったときには1世帯当たり1万5,000円ほど上がるという話だったと思うんです。やはり今回の条例改正によって1世帯当たりの負担額も増えていくわけですから、そこが問題だと思いますが、やはり基金を使って上げないような形にすべきと思いますが、そこについてはどうでしょうか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今回限度額で上がりますのは、いわゆる高所得世帯が上がりますので、そこが上がることによって、いわゆる先ほど説明しましたとおり、中低所得世帯の方の全体の金額が下がるような形になると思います。あと、低所得の方が軽減を受けますので、保険料はその方が下がると思います。

基金の使い方については、10日の委員会でも説明したとおり、計画的に限度額上昇を見ながら使っていくような形を考えております。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。そうですね、限度額を上げることによってその分収入が増えて、ほかの方の負担が減るとい、そういう条例だということですね。

失礼しました、理解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第5号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決

すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第6号網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及び網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小沼寛人介護福祉課長 議案資料44ページの資料6号を御覧願います。

議案第6号網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及び網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正概要について御説明いたします。

1の趣旨についてでございますが、介護保険法施行規則等の一部を改正する厚生労働省令が公布されたことから、関係する2条例について所要の改正を行うものでございます。

2の内容についてでございますが、第1条では、網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例につきまして、一部改正を行うものであります。

主な改正内容でございますが、①地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法により基準を満たすことを認める、②同じく常勤の職員を複数のセンターに振り分けて配置することをもって基準を満たすことを可能とすることについて、それぞれ改正しようとするものであります。

第2条では、網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきまして一部改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、地域包括支援センター運営協議会の定義規定についての引用条数を改正しようとするものであります。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今回の地域包括支援センターにおけるその人員の考え方だと思いますが、今現在、地域包括支援センターに配置されている人員は何人いるのか伺いたいと思いますが。

○小沼寛人介護福祉課長 市内には地域包括支援センター2か所ございまして、常勤の職員9名と非常勤の職員4名が配置されているところでございます。

○村椿敏章委員 それが今回のこの条例改正によって変わるということもあるということでしょうか。

○小沼寛人介護福祉課長 今回の地域包括支援センターの配置基準についてですが、国が従うべき基準として省令を改正したものでございます。網走市の包括支援センターにつきましては、すでにその基準を上回る人員を配置してございますので、今回の改正によって何かが変わるといったことはございません。

○村椿敏章委員 あと、この常勤換算方法というところで言えば、仕事をする時間なのかなと思います。時間数が増えた場合、その常勤の人を増やすということにつながる、そういう条例だというふうに考えればよろしいんですか。

○小沼寛人介護福祉課長 常勤換算方法の考え方ですが、条例上の配置基準が例えば3名となった場合に、例えば週40時間の常勤の方がいたとして、例えば非常勤で週20時間の方が2名いた場合、その非常勤の方2名を合わせて1名の常勤というふうに計算しますよといったようなこととなります。そのような方法で配置基準を満たしているというふうにも考えてもいいですよという改正を提案させていただいているところでございます。

○村椿敏章委員 はい、よくわかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第6号網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及び網走市指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第10号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 議案資料50ページを御覧ください。

議案第10号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明いたします。

1. 変更の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための個人のための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、現行の被保険者証が廃止されることから、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定により市議会の議決を得るものであります。

2. 変更の内容でございますが、被保険者証廃止に伴う別表の廃止、削除とそれに伴う文言整理となっております。

3. 施行期日につきましては、地方自治法の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

説明は以上で終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今回の規約の一部変更概要で言えば、やはりマイナンバーカードを保険証と一体化することで最終的に保険証を廃止するというの流れでこの規定を変えるということなのでしょうが、この間、前の保険証が認識されないとかね、別の人の情報が表示されるなど、トラブルが相次いでいます。

今、網走市の開業医で、このマイナ保険証の読取機が全部の病院で導入されているのか、また、マイナ保険証をつくっている人は何人いて、割合はどうなっているのか、その辺について伺います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 正確な数字は持ち合わせていないんですが、市内の医療機関、ほとんどのところが配置していると記憶しております。

そして、マイナンバーカードの保有率、網走市内で持っている方は、令和6年4月時点で71.30%お持ちです。

○村椿敏章委員 保有率自体は71.3%なのかもしれませんが、マイナ保険証として利用されている方は

少ないのではないのかなと思いますが、マイナ保険証を使って受診している人たちというのが何人いるのか、割合はどうなっているのかということについてはつかんでいるのでしょうか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今回、後期のお話ですが、一応国保の数字も持っておりますので御説明させていただきます。マイナ保険証の登録率、国保では61.3%、後期では54.8%、そして利用率は国保で9.5%、後期で5.3%となっております。

○村椿敏章委員 やはりまだまだ少ない状況だと思うんですね。

やはりここにはトラブルが相次いでいる部分もありますし、なくしたらどうしようとか、そういう心配もあると思うんです。ですから、私たちは議会でも以前、今の保険証を廃止するのはちょっと待てという部分も出しましたけれども、そういう意味で言ったら、今回の規定の改定というのは、市民が安心して病院にかかれる、そういう状況を崩してしまうことになりかねないと、やっぱり自治体が市民の健康を守るためには今の保険証を残していくことが必要だと思うんです。ですから、今回のこの規定についてここで賛成してしまったら、マイナンバーカードを強制することを許してしまうことになりますし、そして保険証を廃止するというについても許してしまうことにつながりかねないので、ここについては私としては賛成しかねる。そして12月ですけれども、今これを決めるべきではないのじゃないのかなと思いますが、もう少し様子を見て決めるということはできないんですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今回、こちらの改正ですね、連合会から時期も6月議会から9月の議会ということで、全道全てそのような形で通知されておりますので、今回、網走市としては6月、今回上げさせていただいた形になっております。

○村椿敏章委員 今の答弁でいくと、6月または9月の議会にかけてもらいたいところなんだろうが、そういう面で言えば6月で決めるべきではないと思います。

私はこの案については反対します。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 ちょっと確認したいんですけども、マイナンバーカードと保険証が一体化することで、個人的には保険証とお薬手帳のほうが先じゃないのかなと思いますが、今回マイナンバーカードと一体化することによって、マイナンバーカー

ドをつくらないで保険証も従来のほうが良いという方のために資格確認証明書というのがあると思うんです。その手続きに対して、それは本人が来なければいけないのか、それとも市から何か紙を発送するのか、また、それはたしか1年間しか有効ではなかったと思いますが、毎年ちゃんと発送するのかというのを確認したかったんですけれども。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 現在、マイナンバーカードをお持ちでない方や利用登録していない方には資格確認証をお送りするような形になりますが、こちらから自動的にお送りするような形になっております。そして更新も自動という形になっております。

○古都宣裕委員 今の更新が自動ということは、1回ちゃんとそれをやっておけば、毎年わざわざ書いて出す必要はなくて、その紙は更新期限とかもあるかもしれないですけれども、ある程度自動で更新できますよという理解でよろしかったですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 現在のところ、保険証と一緒に1年間の期限になる予定ですので、期限が切れましたら新しい資格確認証をこちらから送付するような形になります。

○古都宣裕委員 では最初に紙のままでやりたいですというだけの、最初のやつをやっておけば必要ないということなのか、それともマイナンバーカードを持っていない人だけなのか、全体的に全員に送るのかって、どういう形なんですかね。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 まず、被保険者の中から紐付け、いわゆる利用登録をしていない方、利用している方はマイナンバーを原則使っていただきますので、していない方に本人の手続なしにこちらから自動でお送りするような形になりまして、そこから御本人、マイナンバーを登録したいのであれば、自動的に1年更新ごとで行くような形になりますので、御本人の手続は特に必要ないという形になります。

あと、どうしてもマイナンバー登録していても保険証としてほしいという方の取扱いなどについては、これから国から詳しい通知が来るような形になると思いますね。そこをこちらで判断しながら周知していきたいと思っております。

○古都宣裕委員 今の答弁だと、逆にマイナンバーを持っていて一体化したい人は手続をしたらそうなるけれども、特にそれを必要としない人たちはそのままですよ。一体化したけれども紙も欲しいとい

う人の取扱いは今、国で協議していますと。2個もあつたら誰かに貸したりとか悪いこともできてしまうと思うので、それもちよつと協議が必要かなと思いますが、そういうような理解ということで合っていますでしょうか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 おっしゃるとおりです。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第10号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、大方の賛成者により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第1号中、スポーツ施設整備費、屋外スポーツ施設整備事業について説明を求めます。

○佐藤潤一スポーツ課参事 議案資料20ページを御覧ください。

令和6年度一般会計スポーツ施設整備費、陸上競技場備品整備事業の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、陸上競技場備品整備に対するスポーツ振興くじ助成金、通称t o t oの交付決定に伴い、その財源を補正するものでございます。

補正額についてですが、歳入では諸収入として183万円の追加補正を行うものでございます。これに伴いまして、一般財源の所要額が183万円の減額となります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 確認ですけれども、これ、陸上競技場の横の備品庫みたいなものを整備していた、そこがt o t oからお金を来たからその分引いてというところでしたかね。それとも、そもそも整備で備品で何か入れるやつが、t o t oが来たから、それと入れ替えるというような感じな理解なんですかね。

どちらでしたでしょうか。

○佐藤潤一スポーツ課参事 今回の備品整備事業につきましては、フィールド競技用の制限時間告知機、こちらの購入が対象となっております。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、スポーツ施設整備費漕艇競技艇整備事業について説明を求めます。

○佐藤潤一スポーツ課参事 議案資料21ページを御覧ください。

令和6年度一般会計スポーツ施設整備費、漕艇競技艇整備事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、本年3月、競技艇整備に対する寄附金を受領したことから、寄附者の意向に沿って、競技艇3艇の取得を予定していたところを1艇追加して、競技艇4艇を購入するため、取得の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、競技艇購入費250万円を計上するものでございます。

2の補正額につきましては、歳出予算は記載のとおりで、補正前の額858万円、補正額250万円、補正後の額118万円、財源は基金繰入金250万円でございます。

歳入予算は、体育振興基金繰入金で補正前の額0円、補正額250万円、補正後の額250万円となります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 伺いたいんですけども、もともとの3艇の整備プラスそういうふうに使っていただきというお金が来たので、それでプラス1艇250万円にしますよということなんですが、もともと3艇で858万円かかったものが今度プラス1艇が、今度250万円で済むということは人数の仕様が違うのか、どういった内訳なんですかね。

○佐藤潤一スポーツ課参事 当初予定しておりましたのは舵手付きクォドルプルという艇になりました。その男子用3艇ということでございました。寄附者の意向もありまして、クォドルプルの女子仕様のもので1艇追加するという形になるんですけども、大きくは輸送の部分が3艇でも4艇でも変わら

ないという形になりますので、こういった計算になっております。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ではお諮りいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、教育委員会関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第7号財産の取得について説明を求めます。

○高橋善彦学校教育課長 それでは、議案資料47ページ、資料7号を御覧願います。

議案第7号財産の取得について御説明を申し上げます。

まず、取得の理由ですが、現在市内小中学校のうち郊外校に通学する児童生徒の登下校のため運行しているスクールバスにつきまして、老朽化が進んでいることから、車両の更新を行おうとするものでございます。

次に、取得財産の概要でございますが、車両は45人乗りの中型バス1台でございます。

去る令和6年5月23日に指名競争入札を執行し、入札の結果、取得金額2,442万円、取得の相手方は東北海道日野自動車株式会社網走営業所で、納入期限は令和7年3月28日となっております。

本件財産の取得につきましては、予定価格が2,000万円以上であり、網走市財産条例第2条の規定に該当しますことから、本契約の締結に当たりまして本議会の議決を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○栗田政男委員 入札をやられたということなので、これいつも聞いていることなんですが、この現車両の行き先、どういう方向で考えているのでしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 現在の車両、平成18年式でございまして、走行距離も今現在62万kmに達して

おります。しかしながら今故障など起こりましたら都度修理はしていますが、まだ十二分に走れる状態でございますので、この車両につきましては下取りとか売却とかというような形にせず、作業としては別な車両の代替車両ですとか、来年度の例えば路線の見直しで再活用するというような方向でちょっと考えたいと思っております。

○栗田政男委員 毎回これ、こういう新規購入の場合は、私は聞いているんですけども、正直今までは残された車両の行き先というのは非常に不明瞭で、市民の財産ですから、その行き先、価値、それをしっかりと把握して報告を欲しいということをお願いしていたんですが、ただ1回も報告をもらったことはございません。これはこの所管だけではなくて、そういうことなので、やはり市の財産ですから、やっぱりきちんと行き先、価値は今60万km、18年と言いましたけれども、現実にはまだまだ使える車ですよ。バスの60万kmなんてまだまだ、150万km、200万kmがざらにありますから、その使い方にもよるんですけども、まだまだ資産価値は十二分にある車両で。今回はそれをスペアと申しますか、何かの臨時的なものに対しての余力という部分で保持するということですから、それはそれで非常に結構なことだと思いますし、いろいろなその事情によりスクールバスの増員とか足りない部分を今外注したりとかいろいろなことを苦慮されている中ですから、当然その方向でいいと思いますので、そのほうが最終的に処分する段階では、私たちに見える形でしっかりと報告をお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○古都宣裕委員 設備として財産取得、結構だと思うんです。価格も調べたら適正な範囲内のうちのかなというのもわかったんですけども、大きな金額なんです。

ちょっと気になるのが、4サイクル水冷ディーゼルエンジンとあるのですけれども、網走市は2020年にゼロカーボンシティ宣言を行っている中で、このエンジン方式を決める際にそういった部分の何か環境的配慮というのは議論にあったのでしょうか。それとも価格だけ見てとか、そういった部分ですか。

○高橋善彦学校教育課長 なかなか今回この45人乗りのバスということで、この形式が4サイクル水冷ということなんですけれども、例えば電気自動車で

すとかそういったところが仕様としてはなかなかない部分でございますので、正直そこまでその環境に最低限配慮している部分ではあろうかと思いますが、そこまでのところはちょっと考えに及んでいないという状況でございます。

○古都宣裕委員 配慮に及んでいない、金額的にやっぱりとか電池式だとやっぱり寒冷地としてはなかなか、最近新聞でも出て、やっと寒冷地でも地点を増やすとかありましたけれども、なかなかやっぱりバッテリーの面とか、本来のその電池をつくるときのリサイクルを考えたときにも、環境に配慮しているのかという議論もありますので、それが全ていいとは思わないんですけども。網走市はゼロカーボンシティ宣言をしている以上、環境に配慮するような議論というのはまずあった上で、その中でこっちを選びましたというのはわかるんですけども、今の話だと、そもそもそういった議論が抜けているのであれば、何のためにゼロカーボンシティ宣言をしているのかなというのがわからないんですけども、その辺は今後どう考えているのでしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 古都委員おっしゃるとおり、そういった環境に配慮したという部分も非常に大事であるというふうな認識をしておりますので、その購入を希望する車両の中でそういったものがあるかどうかというところが重要にはなってくると思いますけれども、今後導入していく部分に関しましては、そういった環境面に配慮した部分はしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 今回これ教育なんですけど、それはゼロカーボンシティ宣言をしたのは網走市ですから、市全体としてそういう考えのもと行動していただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第7号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第8号財産の取得に

ついて説明を求めます。

○大西広幸スポーツ課長 議案第8号財産の取得について御説明申し上げます。

議案資料48ページを御覧ください。

今回取得する財産につきましては、スキー場の圧雪車となります。

1の取得理由につきましては、現行の圧雪車は、老朽化による故障が多発していることから、スキー場利用者の安全で快適なグレンデの提供を図るため新規車両を購入するものとなっております。

2の取得する財産の概要につきましては、現行の車両を処分し、同等以上の性能を有する圧雪車として、ケースボーラー社製、ピステンブーリー400V 1台を購入するものでございます。

3の取得の相手方は、北海道市町村備荒資金組合でございます。

4の取得方法につきましては、市が取得する財産の選定、入札など購入事務を行い、その後、北海道市町村備荒資金組合が購入先と売買契約を締結し、購入した財産を譲渡する流れでございます。

5の取得の金額は620万7,000円でございます。これに金利を加算した額を7年間で分割払いすることとなります。

6の納入期限は令和7年2月28日でございます。

財産の購入先はその他に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○栗田政男委員 先ほどと同じように、処分するって今ちょっとちらっと聞こえたんですけども、旧車両は故障もして、古い車両ですから当然だと思いますが、どういう処理の方法を考えていらっしゃるんですか。

○大西広幸スポーツ課長 現行の車両につきましては、新規車両納入時に大型車両で納入していただきますので、その際に一緒に処分車両を引き上げていただくという形になります。

○栗田政男委員 それは無償で持って行ってもらうとか、有償でスクラップにしても、スクラップというのはお金になりますから、どういう方向で考えていらっしゃいますか。

○大西広幸スポーツ課長 現行車両の引き取りにつきましては、下取りという形になってございます。

○栗田政男委員 ちなみに下取金額ってどれぐらい

で取っていただいているんですか。

○大西広幸スポーツ課長 10万円となっております。

○栗田政男委員 10万円が適正かどうかというのは、僕もその関連の仕事をしているのでよくわかりますけれども、これでいくと新品は当然でかい。カミンズL9が積んであるということですから、かなり大型の車両です。これはアメリカのエンジンなんですけど、車両はどこ製かちょっとわからないんですが、それにしても多分自重、僕が見たところ現車両も4トン、5トンはあるのではないかなと思いますけど、スクラップ料金でもはるかにそれより上の料金になるはずなんですけど、それをどういう積算で相手側と交渉なさったのか、教えていただきたいんですが。

○大西広幸スポーツ課長 現行車両、重さ的には相当な重さがございますが、キャタピラーの解体ですとかゴム部分ですとか、その辺の処分費を考えると、解体費等を含めますと考えると、下取りしていただいたほうが一番適正であったという判断でございます。

○栗田政男委員 それ以上言いませんが、適正な下取りだったという認識で今日は押さえることにしますけれども。現実的には、要するにリサイクル品も高騰しています。だから価値があるので、まだ多分動くのではないかなと思うので、活用方法も多分あるのではないかなと、民間ではね。売却とか入札とかいろいろな方法であるというのを視野に今後は考えたほうがいいかなと思いますし。ただ残しておいてもその後の処分でまた莫大にかかって、輸送費だとか言われたようにね。大型の車両ですから、かなり大きなトレーラーじゃないと運べないということなので、別々に外してきますので、そういうことも含めてしようがないなと思うしかないですね。

ただ、あくまでもこの財産ですから、しっかり価値というのは判断した上でこういうことを取り組んでいただきたいなというふうに申し送りをしたいと思います。

金利は7年間でどれぐらいかかるんですか。

○大西広幸スポーツ課長 金利につきましては、この譲渡を受ける年度の財政融資資金の4月1日現在の固定金利となっておりますので、年利0.4%となっております。

○栗田政男委員 もうかなり低金利だということなんで、それは理解しました。

よろしく願いいたします。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 入札などの購入事務を行ったところなんですが、入札結果というのはどういう状況なんですか。

○大西広幸スポーツ課長 指名登録業者から3社選定しまして、そのうち1社入札を辞退されましたので2社によって入札が実施されております。

○村椿敏章委員 予定価格と入札のこの金額ね、取得金額だと思いますが、そこについてはどうなっていますか。

○大西広幸スポーツ課長 予定価格につきましては、予算額6,339万3,000円を予定しております、今回、契約金額は6,200万7,000円となっているところでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

財産取得して古くなった圧雪車を新たなものにしたわけですから、これからも同じように有効活用していただきたいと思いますんですが、経験した方から聞いたんですけども、圧雪車を使うときに結構重要みたいで、雪が降っているときに圧雪車を動かさないと斜面に雪がつかないというんですね。日中、圧雪車を走らせたいというところもあるかもしれませんが、夜間に降るというパターンも当然あるわけですから、そういうときに圧雪車を動かすのが、要は長く、あるいは早くスキー場を運営できるようにするためにも必要だと思いますが、その点についてはどう考えていますか。

○大西広幸スポーツ課長 これまでの圧雪車につきましては、日中、営業時間中はできませんので、朝方ですとか営業開始前までの夜中の間に圧雪を済ませている形ですので、今後もそのような形で継続していきたいと考えております。

○村椿敏章委員 そうか、日中は営業中だから、そこはあまり動かせない。あまりというか動かせないということですね。あと、改めて言うておきたいのは、雪が降っているときに圧雪車を動かしたほうが雪のつきがいいということなので、その点についてはどうでしょうか。

○大西広幸スポーツ課長 我々、直接圧雪しているわけじゃないのですが、管理している者にはきちんとそういう、踏まえて雪降っているときですとか、降った後すぐですとか、雪が飛ぶ前に圧雪はしていただいているというふうな認識をしております。

○村椿敏章委員 その点わかっているかと思えます

が、十分周知していただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○古都宣裕委員 現行の車両が古くなって25年使っていることなんですが、まず、今回新しく入る車両というのは計画として耐用年数的には何年ぐらいを考えていますか。

○大西広幸スポーツ課長 今、現行の車両につきましては、平成11年製を平成18年に購入して継続して使用していましたが、今回新規新車を取得になりますので、最低でも25年以上は継続してメンテナンスしながら使っていきたいというふうには考えております。

○古都宣裕委員 あと、今回仕様が多分古いものから新しいものになるので大分変わると思いますが、今までも1台しかなかったんですけども、永本委員長が以前、除雪車の仕様はかなり変わって、もともとやっていた方が困ったみたいな話があったと思いますが、それは今回は大きな変更とかというのがあるのですか。

○大西広幸スポーツ課長 運転操作につきましては、ハンドル型とレバー型とジョイスティック型と3種類ございまして、現行のものがハンドル式でしたので、現場にお伺いしたところ、現行と同じハンドル型がいいというふうに伺って、そのような仕様になっているところであります。

○古都宣裕委員 あと、そもそも論なんですけど、3月の予算審査特別委員会の中で人件費の話がいろいろ出ていて、人がもしいなくなったらスキー場自体のオープンも危ういというような話もあった中で今回上がっているんですけども、その問題がもしクリアされていなかったら、これ6,200万円で買ったけれども何も動かないということになるんですかね。その辺の心配とかはクリアされているんですかね。

○大西広幸スポーツ課長 今年の冬のスキー場につきましても、指定管理者においてしっかり人員を確保して営業していただけるというふうに考えております。

○古都宣裕委員 人を確保するというのは、その体制は変えないけれども人は確保するという決意のもとやっているのか、その問題があって締結文があったという話もありますけれども、そうした中で、ちゃんと働いている人の話し合いの妥結が終わって、安心した運営ができる状態で話が進んでいるのかどうかというのを伺いたいんですけども。

○大西広幸スポーツ課長 その労使の関係も含めまして、指定管理者と我々も一緒にお話をしっかりとした管理体制を整えていきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 わかりました。

あと、今回また備荒資金組合を使うということなのですが、昨日の総務委員会の中で納期が間に合わないから備荒資金組合を使えなくなってしまったということがありました。これは納入期限が来年の2月28で、今、資材高騰とかいろいろ要因はあると思いますが、もしこれがちょっと遅れたら年度内に入っていないとなったとき、備荒資金組合が使えなくなってしまうというおそれがあると思いますが、その辺は確実に大丈夫だということなんでしょうか。

○大西広幸スポーツ課長 契約業者ともお話をしております、確保していただいておりますので、年内には納車できると。年内。12月、雪降る前には納車できるというお話を聞いています。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○栗田政男委員 本当に現場が苦勞していたみたいなので、やっと念願の新車が来るということで、これを評価したいと思います。

今課長から答弁あったように、25年ぐらいは使えるよ。25年間はスキー場の整備に取り組むという決意を聞いたんですけども、そもそもが今年のように雪が1月末まで全然足りなくて、せっかく買った機械の稼働時間が非常に少なくなってしまうような状況が出たときに、これは前からいろいろな話が出ていましたけれども、やはりもうそろそろそうやってスキーをしっかりと網走市のスポーツとして、スキー場も立派なものですから、あれを維持して網走スポーツ文化、スキー文化をちゃんと堅持するためには降雪機の導入、最小でも必要ではないかという気がするんですね。そういう決意でこうやって高いものを買うわけですから、降雪機はもっと高いかもしれないと思いますが、やはりその検討はしっかりと続けて、時期にはもう必要性が出てきているのではないかと。1月までスキーができない状態では選手も育成できないし、スキー文化にとってもね、繁栄をやっているなんてことは言えないんですよ。これだけその年によって違うと思います。12月にたくさん降ってオープンできる年もあるかもしれないし、そういうことを考えると、ぜひともその検討は並行しながら続けていってほしいんですが、どうですか。

○大西広幸スポーツ課長 同じような答弁になりますが、人工降雪機の必要性は、もし導入すれば年内オープンですとか長期間の営業できるのはそれは承知しているところですが、その辺のコストですとか、あとその水の確保ですとか、あそこの貯水池の確保、いろいろ課題がありますので、その辺はこれからちょっと研究はしていきたいと思います。導入しますとははっきりとは申し上げられませんが、導入が可能なのか、環境的にも可能なのかも含めて協議してまいりたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 苦しいところだと思います。お金がかかる話ですね。だけれども、やっぱり近隣の市町村施設も含めてみんな導入しているんですよ。端野も閉めるのかなと思ったらまた再開をしてまたやるということですから、民間ではありますけれども。そういうふうに考えたときに、当市にとってやっぱり遠いところまで通うというのは大変なんですよ。子供たちをお母さんたちが送ったり、そういうことのね、あのことを考えると、網走のスキー場はゲレンデとしては超一流ではないけれども、結構いい距離も取っていますし、斜面もそこそこのものですから、永久とは言えないまでも、やっぱり財産だと思います。なかなかあれだけのものをこれから造るというのはなかなか難しいので、ぜひともその導入をして、やっぱり少なくとも網走の子どもたちがそこでしっかりとスキーに取り組める環境を整えるためにも。

上にあれだけ大きいタンクがありながら水が足りないなんて言っている話が、僕から言わせると全くナンセンスですし、夜の間はあそこからあふれ返った水が僕の家の前を流れているわけですから、いろいろなことを考えるとね、可能なんですよ。多少のコストがかかってもそれはしょうがないと僕は思いますので、ぜひとも検討を休まずやって、何とかその文化をね、何のためにやっているのかというのをしっかりと、もっと原点に戻って取り組んでほしいという要望をしたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第8号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

午後2時03分休憩

午後2時04分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

それでは次に、請願、要請についての審査を行います。

まず初めに、請願第13号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についての請願について審査を行います。

委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○金兵智則委員 毎回ちょっと長い名前なんですが出てくる請願です。

子供たちの教育の確保をしっかりと守っていこうという内容でして、例年、内容というか文言の中にもいろいろと修正を加えながら採択にまでこぎつけているものですので、ぜひとも今年度も採択をして、しっかりと国に意見を言っていくという体制を取っていただけたらなというふうに思っています。

○永本浩子委員長 ほかに。

○古都宣裕委員 基本的には採択の方向なんですが、一部ちょっと賛同できない部分がありまして、毎年これは指摘しているんですけども、記の5番の中の朝鮮学校の授業料無償化適用除外を撤回を実現するようという、この辺がやっぱり日本の教育制度にのっとっていない学校に対してはやはり除外するのが僕は適当であるというふうに思うので、そこは賛同できないんですけども、基本的には趣旨とかそういった部分は賛同できるので、その文言を整理という条件の上で賛成いたします。

○永本浩子委員長 ほかの委員の御意見はいかがでしょう。

○古田純也委員 私は、今古都委員のおっしゃいました5番に関しては同じような意見であります。

また、2番に関しましても、これも前回30人学級、自然減の学校もありますが、都会では結構30人にすると学級数が増えるため、教室、教材、設備の増設なんかも必要となる学校もありますので、この30人という数字に限定した表現ではなくて、例えば教育効果の向上に向けた適正人数とか、そういうような表現に変えていただければ基本的には採択した

いと思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の御意見はいかがでしょう。

○村椿敏章委員 この請願は採択すべきだと考えます。

要は、国の負担率2分の1へ復元と、今は3分の1まで落とされていますから、これ当然のごとく求めていかなければならないと思えますし、また、今、古田委員が言われていた30人というところの人数のことについては、やはりこの間35人学級をまとめていくというところで実現してきたところがありますから、人数は入れたほうがいいのではないかと私は考えています。

あと、この朝鮮学校のことについても、今適用除外となっているようではございますけれども、朝鮮学校の方もちゃんと授業料が無料になる、そういう社会が今は求められていると思っておりますので、これは入れたほうがいいと考えております。

以上です。

○里見哲也委員 この記の5番の朝鮮学校のところなんですけれども、昨年も申しましたけれども、網走市内においても拉致の可能性を排除できない事案として網走のほうが上がっている中では、高校生の、当時行方不明になったということもある中では、まさしくこの朝鮮高校ということなんですけれども、この5の後半、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を外した中で、この請願については採択していきたいなという希望です。

○永本浩子委員長 ほかに。

ただいま皆様の御意見としては、基本的にはこの請願に対しては採択ですけれども、意見書として出すときには文言の整理が必要という委員と、必要がないという委員がいらっしゃいますけれども、どうでしょうか。

○金兵智則委員 方向性としては採択の方向でやっぱり出したほうがいいという思いは一致していますので、私自身もやっぱりそのまま出せるならいいのかなというふうには思っていますけれども、せっかく委員会としてまとまりかけているので、副委員長がいいと言っただけなのであれば、意見書で文言の整理をしてでも通したほうがいいのではないかなというふうに思っております。

○永本浩子委員長 今、金兵委員の御意見がありましたけれども、村椿副委員長いかがでしょう。

○村椿敏章委員 皆さんが採択というところを求め

ていくというところでは、私の言ったところは落として構いません。

○永本浩子委員長 それではお諮りいたします。

請願第13号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についての請願については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

意見書の文言整理についてですけれども、2点上がっております。1つは、記の5の朝鮮学校の後半部分を削除、もう1つは、30人以下学級の人数を入れずに適正な人員という形に変える、この2点ですけれども、この2点を訂正するという形で意見書提出という方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、タイトルも含めて、この2点を訂正した形で意見書を作って提出したいと思いますので、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 それでは次に、請願第14号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願について審査を行います。

委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○金兵智則委員 高校生のためのという高校づくりに関する請願、これも毎回出ているものなのかなと思います。

ちょっと少人数学級というところで人数が明記されていたりしますし、これも例年意見書で文言を変えながらも、やっぱりしっかりとした教育を求めるという請願は採択していこうという方向で例年行っていますので、今年もぜひとも採択をしていただきたいというふうに思っています。

○永本浩子委員長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

○古田純也委員 先ほどと同様に2番ですね、30人以下という表現を適正人数というふうに変えていただければ、基本的には採択したいと思います。

○永本浩子委員長 そのほかの皆さんはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

○栗田政男委員 これも毎年大変いい要望だと思います。地方から学校がどんどん消えていきます。それは子供さんが少なくなったのが一番の原因なんです。そうなってくると、ここに書かれているように高校に入ったばかり、15歳ちょっとから下宿したりで、大変なやっぱり親御さんの負担も増えます。辛い思いをしながら学校に通うというのが、本当に今の日本のあるべき姿なのかって考えたときに、そこは画一的に形にはめて、どうも道の教育局というのは木で鼻をくくったようにきっちり決めちゃって、これ定数割れたらすぐ廃校にしますよ、パンパンというのが多いんですね。これは話し合ってもよく議論することなんです。非常に問題があると思います。特に北海道は広大な、この広い土地に人口が少ないという特異性があります。やっぱり地域地域にやっぱり学校ってあったほうが絶対いいですよ。できるならば残してあげたいという前提のもとに進んでいくのが今後の在り方ではないか。ますます少なくなっていくと思いますけれども、何とか工夫して、少しでも残してあげられるような方法をみんなで模索するのが必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひとも採択をお願いしたいと思います。

○永本浩子委員長 それでは、ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第14号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

意見書提出に関する文言整理ですけれども、先ほど古田委員から御意見があった、記の2の30人以下というところを適正な人数ということに文言整理をする形で意見書を提出するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に、健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書提出要請について審査を行

います。

委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思
います。

○村椿敏章委員 先ほども若干議論ありましたけれ
ども、やはりこのマイナンバーカードと保険証一体
というところで、非常に保険証がなくなることにつ
いて困るという人がたくさんいる状況です。先ほど
の網走市の保険証の利用がされているのも10%未満
と、今現在でそういう状況ですから、これを12月に
廃止するというのはあまりにも強引なやり方だと思
います。まずはここで12月に廃止することを一旦撤
回して、そして保険証を今もこの後も使えるように
すべきだと考えますので、委員の皆さんにはぜひ賛
同していただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

○栗田政男委員 先ほどの委員会のときには話はし
なかったんですが、これは請願というか陳情です
か。村椿委員が出していらっしゃるのので聞きたいん
ですが、マイナンバーと紐付けしてそんなに困ると
いうことってあるのでしょうかね。僕はいいことの
ほうが多いような気がするし、そこには今度電子化
によって病院の手続も簡略化するし、非常にいいこ
としかないような気がするし、何が問題でこうい
うことを言っているのかは理解できないんですが、僕
にわかるように説明をお願いしたいと思います。

○村椿敏章委員 まず、医療機関の負担が非常に重
いということですね。今もマイナ保険証を読取機に
入れるということ自体を慣れないお年寄りの方も
いますし、慣れてくればできるのではないかと思われ
るかもしれませんが、とにかく今その負担が重くて
医療機関は大変だと。そして、前の人が遅くなれ
ば、後ろの人もずっと並ぶような形になってしまっ
て、患者の負担も多くあるという状況があります。
まずそれが一番かなと。

そしてもう1つは、マイナンバーカード自体はも
ともと強制ではないですね。ですから、マイナンバ
ーカードを持たないのも個人の自由であります、
この保険証と一体することによって、マイナンバ
ーカードを強制することに結びついているというの
が一番の問題なのかなと。ですから、まずは今の保
険証を残した状態にして、そしてマイナンバーカ
ードの運用がしっかりとできるということがわかっ
てくれば、当然そういうことも可能なのかなと思
いますけれども、今、現段階では無理だろうというふ

うに考えているんです。

まずは医療機関の負担が重いということです。

○栗田政男委員 逆なのではないでしょうか。医療
関係者はマイナンバーに紐付けしてもらおうほうが
絶対負担は軽くなりますよね。ただピッとやればい
だけなので。それは理由に全然なっていないし、逆
でしょうね。負担が増えるという過渡期というか移
行期というのは、当然どんなことでも多少の戸惑い
というのはできますけれども、それに慣れてもら
うしかないでしょうし。マイナンバーをつけること
に違った意味合いがあるから言っているのか
なと思いますが、結局マイナンバー自体がその政
党的にも反対なさっているんだと思うので、結
局それで個人情報も全部管理されるのが困る
ということが前提にあるから紐付けも駄目だ
って言っているのではないのでしょうかね。

○村椿敏章委員 今、情報のことも言われたかと思
いますが、当初このマイナンバーカードも、保
険証というより免許証とかね、保険証もあ
ったか、あったんですけども、これにその
後、免許証やら、また銀行口座とかど
んどん紐付けできるようになって
いるというのが現状ですよ。そう
なると、非常に便利だという人も
いつつ、しかし、個人の情報が
全て国につかまれてしまうとい
う部分もあるわけですから、そ
こをまず強制すべきではないとい
うことだと思います。マイナン
バーカードは強制でないとい
っている以上、ここについてはし
っかりと守っていくべきだと思
います。

便利になると言っても、今の状況では便利にな
っていないというのが現状です。高齢者の方々には
非常に苦痛だと思います。このマイナンバーカ
ードを持って病院にかかること自体が。ですから、
安心して病院にかかれる、そういう状況にしてい
くためには今の保険証は必要だと考えます。

○栗田政男委員 そういう考えを持っていら
っしゃるということで、それは理解はしますが、
全く私は反対の意見なので、進めていくべき
です。もうこれからの時代は必要不可欠にな
って来ると思っています。その個人情報をど
うのこうのというのは、当然それが完全
に守られた上の制度ですから、それは
いろいろなところね、自由に取り出せる
ような方向になってしまったらとん
でもない話なので、それはし
っかりとガードしていかなくちゃ
いけないし、その上で今少しづ
つ進めているし、当然最終的に
は全ての国民が持ってもら
う時代が当然来ると思
います

よ。そうしないと機能できないし、病院もカードをマイナンバーに全部紐付けすることによって診察券の中に入るような状態になっていくと、入れるだけで全ての情報がぱっとカルテが出てくるような状況になるとお医者さんも楽ですし、受付も楽ですし、全ていいことづくしなんです。便利なものはどんどん使ってやっていくべきですし、それによって医療が混乱したり、そういうことにはならないでしょうし、心配される部分はクリアした上で進めるべきなので。僕はこれを今、12月に撤廃してどうのこうのというのは全く受け入れられないですし、理解できません。という意味では、これは不採択がふさわしいのかなというふうに私は考えております。

○永本浩子委員長 ただいまの時点で採択と不採択が分かれています。

ほかに御意見がなければ、意見の一致を見なかったため継続ということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

ここで理事者退出のため暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、請願第9号加齢性難聴者の補聴器購入に対する網走市助成金額の増額を求める請願について審査を行います。

この請願は令和6年3月1日に当委員会に付託され、6日に審査いたしました。継続審査となっております。

今回で2回目の審査となりますので、結審がつかない場合は審議未了、廃案となります。

採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。

また、こちら市に対する請願ですので意見書はありません。

請願自体を市へ提出することになりますので、文言の変更等はできませんので御承知おきください。

それでは、この請願について委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○村椿敏章委員 この請願ですね、書かれているとおり、前回も私、請願を採択してほしいという意見を述べていますが、やはりまだ今の網走市の助成自体が4万から5万ぐらいの間というところで、その補助金自体が12万円以上するようになるものが一般的になっているという話です。やはり助成額を増やすこ

とによって、補助を入れることがもっと進むと思いますし、もう1つの2番目についても、ポスターを作ってさらに周知をするというのは、当然これ市には求めていいことだと思いますから、採択でお願いしたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見。

○古田純也委員 前回私もこの制度に関しましては、しっかり国で公的保障制度をまず優先して行うべきであって、市の財源というのもしっかり限りがありますので、これ以上増額するのも厳しいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○栗田政男委員 私も加齢によって聴力がかなり落ちています。定期的に聴力検査しているんですが、やっぱり特定周波数はかなり落ちている。加齢によるものだからしょうがないという診断をもらっているんですが、非常に聞こえないというのは非常に辛いですね。そういう意味からすると、今村椿委員の説明が本当なのかなと思いますが、4万ぐらいの補助で、通常買われるのが12万円台から、上のものは何か聞くと50万円とか60万円もあるような気がする。できるだけ補助をしてあげて、やっぱり快適な生活をみんなに送ってほしいですね。これは必ず加齢とともに少しずつはなるらしいです、みんな。だから、必要なときが必ず来るのが通常であるし、それにやってどんどん進んでいくのも、眼鏡と同じように、そういう形らしいので、できるならば予算づけで、古田委員がおっしゃったように、そんなに財源あるわけではないから大変だという気持ちもわかりますが、何とかいろいろ工夫すれば捻出できない多分予算額にはならないのかなという気がする。僕はやっぱりこれはこれで、この部分はいいなと思うので、賛成したいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに。

ただいま採択が2名、不採択が1名ということで意見が分かれています。この件に関しましては意見の一致を見なかったため、審議未了、廃案ということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に、請願第10号物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げを求める請願について審査を行います。

こちら2回目となりますので、採択もしくは不

採択のどちらかでお答えください。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 これも前回継続になってしまいましたが、やはり今の高齢者の生活、特に物価高騰です。それによって今回若干年金額は少しだけ上がりましたが、それは物価上昇には全く追いつかないものであって、非常に大変な状況だと思います。前回、この老齢基礎年金、これを上げることによって、今まで年金が高い方も一緒に上がるからそれには賛同しかねるという話もあったんですけども、まずはこの老齢基礎年金を上げるということが何よりも、全体的に所得を増やすことになって、さらに景気も良くなっていくところには当然つながっていくでしょうし、予算的に難しいのではないかという話もありますが、地方からやっぱりこの年金を上げることによって市内の景気も上がっていく、買うものも増えていくという部分で考えたら、網走市としてはこういう成果を上げていくというのは必要なんだと考えます。

採択をお願いします。

○永本浩子委員長 ほかの委員の皆さんは。

○里見哲也委員 前回不採択ということでした。同じなんですけど、結果この4月からいろいろ基礎年金が上がっています。この物価スライドとか賃金スライドとか、そのほかにも何だかスライドってたくさんあるんですけども、つまり物価が上がったから老齢年金が4月から上がっています。一応そういう仕組みもあるので。それともう一方で、その低収入者層には個別の給付がいいのではないかということ。ちょっと前回言わなかったものの中に、年金の仕組みというのは、世代間扶養ってよく言われますけれども、付加方式とか、今もらっている人の年金は今払っている人たちの年金保険料で賄っているというような。これがスライドによらずに年金額を上げたら若い人の保険料が上がるのって、イコール一致するとは限らないとは思いますが、この文言の中で言う若者の年金不安というところは、保険料が上がるほうが不安だというふうに思いますので、それに前回と同じく、ここの部分について不採択で継続したいと思います。

○永本浩子委員長 現時点で採択と不採択、両方の御意見が出ておりますが、ほかに特に言っておきたいという方がいらっしゃれば。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見の一致を見なかったため、請願第10号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願につきましては、審議未了、廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 では次に、医薬品や医療機器の安定供給確保ならびにイノベーション推進を求める意見書提出要請について審査を行います。

こちらが2回目となりますので、採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。

○里見哲也委員 私、前回これ不採択ということで申しましたが、この間いろいろ勉強させていただいて、薬が不足しているという状況も確認しました。といったことで、今回はちょっとひっくり返すんですけども、採択ということをお願いしたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、医薬品や医療機器の安定供給確保ならびにイノベーション推進を求める意見書提出要請につきましては、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それでは、ここで意見書（案）を配付するため、暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

ただいま意見書（案）に関しましては事務局のほうでもうすぐ出来上がるということで、その前に先に最終処分場の現地視察について協議したいと思います。

以前にも一度議題に上がりましたが、最終処分場の現状ということで、二軸破碎機の稼働状況と、また遮水シートの補修状況ということも今見られるということで、まず視察をするか否かということで皆さんの御意見を伺いたしたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、現地視察を行うということで決めさせ

ていただきます。

次に、日程についてなんですが、7月から最終処分場底面の遮水シートの補修のために10mほど掘削するというので、今まで埋め立ててきた廃棄物がこの断面で見られる、この時期があるそうで、どうせ視察するならそれも見られたほうがいいのではないかと、この時期には7月下旬から8月上旬ぐらいにはなりそうだと思いますが、これぐらいの時期に視察ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは最後に、委員外議員の参加についてでございますけれども、今回の視察、委員外議員の参加も認めるかどうか、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、せっかくですので、委員外議員の皆さんにもお声をかけさせていただいて、希望者は一緒にということで決めさせていただきたいと思っております。

また、詳細な日程等は正副委員長に一任していただき、決まり次第追って御連絡するというのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは、意見書（案）は事務局どうですか。

〔「送信済みです」と呼ぶ者あり〕

もう送ってくださっているそうですので、皆さんちょっと見ていただいて、それでよろしいかどうか確認をお願いいたします。

○古都宣裕委員 義務教育負担、国庫負担維持のやつ本文の中にまだ30人以下学級と入っているから、これは適正人数学級に変えなければいけないのかなと思います。具体的に言えば23年12月の上に入っていると思うので、それはそのままいいんですか。

○永本浩子委員長 では、事務局で今対応していただいておりますので、そのほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ちょっと訂正に時間がかかっているようですので、ほかになれば後でもう一度送っていただいで確認していただくということで、一旦閉じさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上をもちまして文教民生委員会を終

了いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時41分閉会
